

一般社団法人情報通信エンジニアリング協会 殿

総務省総合通信基盤局電気通信技術システム課

出勤者削減及び事業継続の取組について（要請）

平素は、情報通信行政に格別の御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和 2 年 4 月 7 日付で、新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成 24 年法律第 31 号）附則第 1 条の 2 第 1 項の規定によりみなして適用する同法第 32 条第 1 項の規定に基づき緊急事態宣言が発出されました。また、同日改正された「新型コロナウイルス感染症対策の基本的対処方針」（令和 2 年 3 月 28 日新型コロナウイルス感染症対策本部決定。以下「基本的対処方針」という。別添 1 参照。）において、「最低 7 割、極力 8 割程度の接触機会の低減を目指す」こととされました。

さらに、第 28 回新型コロナウイルス感染症対策本部（令和 2 年 4 月 11 日）において、安倍内閣総理大臣から、7 割から 8 割の削減目標との関係では、いまだ通勤者の減少が十分でない面もあることから、オフィスでの仕事は原則として自宅で行えるようにすること等について、全ての事業者には要請を徹底するよう指示がありました（別添 2 参照）。

これを受け、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策室より、出勤者 7 割削減を実現するために、以下の要請があったところです。

- ① オフィスでの仕事は、原則として自宅で行えるようにする。
- ② どうしても出勤が必要な場合も、ローテーションを組むことなどによって、出勤者の数を最低 7 ～ 8 割は減らす。
- ③ 出勤する者については、時差通勤を行い、社内でも人の距離を十分にとる。
- ④ 取引先などの関係者に対しても、出勤者の数を減らすなどの上記の取組を説明し、理解・協力を求める。

なお、その際、基本的対処方針では、社会機能の維持のため、指定公共機関はじめ国民生活・国民経済の安定的確保に不可欠な業務を行う事業者は、国民生活及び国民経済安定のため、事業の継続を図ることとされていることから、「三つの密」を避けるための取組等十分な感染防止策を講じつつ業務を継続することを優先した上で、各事業者の業務継続計画等を踏まえて可能な範囲で、取り組む。

貴団体におかれましては、当該要請の趣旨・内容につき御理解いただくとともに、加盟事業者に対して周知いただきますよう、よろしくお取り計らい願います。

以 上